

玉掛け技能講習

【内容】

労働安全衛生法・関係法令により、つり上げ荷重又は制限荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック等を使用して玉掛け作業を行うには、「玉掛け技能講習修了証」を所持していなければ作業に従事することができません。この講習では、学科2日間・実技1日、計3日間を受講し、規定の成績を得た方に、この「玉掛け技能講習修了証」を交付します。

【受講資格】 18歳以上

(1)一般

玉掛け業務の経験がない方

(2)免除

クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた方、若しくは
床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方

(3)特例

- ①クレーン、移動式クレーン等でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛け補助作業業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛け業務に6か月以上従事した方
- ②玉掛け特別教育を修了し、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務に6か月以上従事した方

【期日・会場】

区分		期日・会場	
第1回	学科	6/29 ^① ・30 ^②	愛知県職業訓練会館
	実技	7/15 ^③ ④	県立名古屋高等技術専門学校
第2回	学科	10/5 ^① ・6 ^②	愛知県職業訓練会館
	実技	10/14 ^③ ④	県立名古屋高等技術専門学校
第3回	学科	2/15 ^① ・16 ^②	愛知県職業訓練会館
	実技	3/1 ^③	県立名古屋高等技術専門学校

※学科12時間、実技7時間、計19時間の講習です(修了試験の時間を除く)。

【受講料(テキスト代含む)】

- 一般 38,000円(消費税 非課税)
- 免除・特例 36,000円(消費税 非課税)

【定員】

各回10名程度 4名以上で開催

【その他】

「免除」又は「特例」に該当する方についても講習日程や内容、時間については「一般」の方と同じになります。